

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2022/1/10号 (No. 448)

=====

【ジェットロ北京事務所からのお知らせ】

ジェットロ北京事務所では、1月20日(木)午後「2021年改訂版 商標審査審理指南の解説」と題するオンラインセミナーを開催いたします。

本年1月1日より施行した「商標審査審理指南(2021年版)」については、2019年の商標法改正に対応して「悪意の商標出願」への対応等に関連した規定が新たに追加される等、現地においても非常に注目を集めております。中国における最新の商標実務を把握するための機会として、奮ってご参加いただければ幸いです。

1. 開催日時：

2022年1月20日(木) 15:00~17:00(日本時間) / 14:00~16:00(中国時間)

2. 開催方式：オンライン会議形式(ZOOMを利用)

3. 使用言語：日中同時通訳

4. 参加費：無料

5. 申し込みフォーム(1月17日(月)申し込み〆切)：

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/20220120_tm

=====

○ 法律・法規等

1. 科学技術進歩法が改正 科学技術イノベーションの法的保障に(中国知識産権资讯网 2021年12月28日)

○ 中央政府の動き

1. 知財強国建設要綱及び「十四五」計画の実施に関する年度推進計画が発表(国家知識産権網 2022年1月7日)

2. 中国とカンボジア、意匠協力覚書を締結 認可プログラムを始動(国家知識産権網 2022年1月4日)

3. 国家市場監督管理総局とシンガポール競争消費者委員会が独占禁止覚書を締結(中国打撃侵權工作網 2022年1月4日)

4. RCEP発効へ 国家知識産権局が義務リストを決定(国家知識産権網 2021年12月31日)

5. 国家版權局、「著作権活動に関する『十四・五』計画」を発表(中国知識産権资讯网 2021年12月30日)

6. 国家知識産権局と中国建設銀行、中小企業への知財金融支援拡大で提携(国家知識産権網 2021年12月28日)

7. 中国国家知識産権局と欧州特許庁が第15回長官会合を開催(国家知識産権網 2021年12月28日)

8. 国家知識産権局、違法の専利代理機構を処分 執業許可証の取上げなど(国家知識産権戦略網 2021年12月27日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京市知的財産権紛争調停センターが設立(中国保護知識産権網 2021年12月24日)

○ 司法関連の動き

1. FILA商標権侵害事件、2審で賠償額を10倍に引き上げ(中国知識産権资讯网 2021年12月23日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華南地域】

1. 広東、香港、澳門の税関が共同法執行を実施 侵害貨物 292 万点摘発(中国打撃侵權工作網 2022 年 1 月 5 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 世界鉄鋼メーカー特許イノベーション指数 トップ 30 に中国企業 13 社(中国知識産権資訊網 2022 年 1 月 4 日)

○ 統計関連

1. 1~11 月、上海の専利商標担保融資の総額は 60 億元超(中国保護知識産権網 2021 年 12 月 31 日)

2. 1~11 月、上海の PCT 国際特許出願が 4141 件 前年同期比 35%増(中国保護知識産権網 2021 年 12 月 31 日)

3. 中国、昨年の特許集約型産業付加価値額は 12 兆 1289 億元(中国知識産権資訊網 2021 年 12 月 30 日)

4. 「中国知的財産権運営アニュアルレポート(2020 年)が出版(国家知識産権網 2021 年 12 月 27 日)

○ その他知財関連

1. 「中国商標ブランド発展指数(2021)」が発表 全国トップは広東(国家知識産権網 2021 年 12 月 24 日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 科学技術進歩法が改正 科学技術イノベーションの法的保障に★★★

中国の立法機関、全国人民代表大会常務委員会が 12 月 24 日、新たに修正された科学技術進歩法を審議・可決した。2022 年 1 月 1 日より施行される。今回の法改正では国家のイノベーションシステムの整備、基礎研究の強化などが強調され、各界の注目を集めている。

知的財産権の保護について、改正法は総則の中で、「国は知的財産権戦略を制定、実施し、知的財産権制度を確立、完備させ、知的財産権を尊重する社会環境を構築し、法により知的財産権を保護し、自主的イノベーションを奨励する。企業、社会団体、科学技術者は知的財産権意識を強化し、自主的イノベーション能力を強化し、知的財産権の創造、運用、保護、管理の能力を向上し、知的財産権の品質を向上させなければならない」としている。

企業の科学技術イノベーションについて、第 45 条で「国は法により企業が研究開発で取得した知的財産権を保護する。企業は知的財産権の質と利益を絶えず向上させ、自主的イノベーション能力と市場競争能力を強化しなければならない」としている。

(出典：中国知識産権資訊網 2021 年 12 月 28 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=132407

○ 中央政府の動き

★★★1. 知財強国建設要綱及び「十四五」計画の実施に関する年度推進計画が発表★★★

國務院の知的財産権戦略実施活動部間共同会議弁公室はこのほど、「知的財産強国建設要綱と『十四五』計画実施年度推進計画」を作成、発表した。「知的財産強国建設要綱(2021-2035)」及び「『十四五』国家知的財産権保護及び運用計画」の実施に向けた 2022 年度の重点任務と措置を明確にした。

同「推進計画」は、▽知的財産権制度の整備、▽知的財産権の保護強化、▽知的財産権の市場運営メカニズムの完備、▽知的財産権に関する公共サービスのレベル向上、▽知的財産権に関する良好な社会環境の構築、▽世界の知的財産権ガバナンスへの参与推進、▽指導と保障の強化——の 7 つの面から 115 の具体的な措置を打ち出した。

(出典：国家知識産権網 2022 年 1 月 7 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_53_172644.html

★★★2. 中国とカンボジア、意匠協力覚書を締結 認可プログラムを始動★★★

2021年12月31日、中国国家知識産権局とカンボジア王国工業科学技術革新省が意匠協力に関する覚書を締結した。両国は意匠認可プログラムを始動し、カンボジアは条件を満たした中国からの意匠出願の審査を加速する。

この覚書は、中国国家知識産権局が意匠分野で締結した初の2国間協力協定で、意匠分野において各協力事業を実施するという双方の合意を明確にした。意匠認可プログラムの早期実施を促進するものとみられ、両国の研究開発者を対象とした、より円滑で高効率な知的財産権サービスの提供につながることを期待されている。

(出典：国家知識産権網 2022年1月4日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/4/art_53_172588.html

★★★3. 国家市場監督管理総局とシンガポール競争消費者委員会が独占禁止覚書を締結★★★

12月29日、中国とシンガポールによる副首相レベル会合において、中国国家市場監督管理総局(SAMR)とシンガポール競争消費者委員会(CCCS)が「競争法律分野に関する協力了解覚書」を締結した。双方は事件の相互通報、情報交換、法執行協力、技術研究などの分野で実務レベルの協力を深めていくとした。

中国国家市場監督管理総局は、シンガポール競争消費者委員会を含む「一帯一路」沿線諸国の独占禁止当局との協力・交流強化や、常態化された活動体制の確立、二国間経済貿易の往来・協力の促進に取り組んでいる。今回の覚書締結により、中国とシンガポールの独占禁止分野にける協力と、公平に競争する市場秩序の維持、経済貿易関係の発展が一層促進されることが期待されている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2022年1月4日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/bmdt/202201/369087.html>

★★★4. RCEP 発効へ 国家知識産権局が義務リストを決定★★★

中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドおよび東南アジア諸国連合(ASEAN)10カ国などが参加する「地域的包括的経済連携」(RCEP)は2022年1月1日から発効した。RCEPは、序文、協定文の20章に加え、附属書、市場参入に関する約束表などから構成されている。そのうち、知的財産権に関連する内容は第11章に盛り込まれており、83の条項と「経過期間」、「技術援助」の2つの附属書が含まれ、RCEP協定の中で内容が最も多い部分である。

中国側は協定の発効に向けた準備作業を重視しており、すでにRCEPの約束的義務リストを確定した。その中、国家知識産権局に関連する約束的義務リストが60件、奨励的義務リストが25件あり、内容は特許、意匠、商標、地理的表示、遺伝資源、伝統知識と民間文芸などに関わるという。

国家知識産権局はRCEP協定義務リストを整理し、義務リストに関する局内の業務分担と責任部門、実施方案、スケジュール表を決めたという。

(出典：国家知識産権網 2021年12月31日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/31/art_53_172539.html

★★★5. 国家版權局、「著作権活動に関する『十四・五』計画」を発表★★★

国家版權局がこのほど、「著作権活動に関する『十四・五』計画」を発表した。第14次5カ年計画(2021~25年)期間の著作権産業の青写真を描き、著作権活動の指導思想や原則、目標、重点任務などを明確にし、発展の方向を示した。

「計画」は、2025年までに、著作権強国の建設で顕著な成果を手に入れるとしている。具体的には、著作権の重要分野及び重要サイクルの改革で重要な進展を実現し、著作権法律システムをさらに完備させ、著作権活動の法治化レベルを大幅に上げるなどの目標を掲げた。また、全国の作品登録数を500万件以上に、コンピューターソフトウェア著作権登録数を300万件以上にし、著作権産業の付加価値額が国内総生産(GDP)に占める割合を7.5%前後に上げるといった目標を打ち出した。

「計画」はさらに、著作権法制度システム、著作権行政保護システム、正規版ソフトウェア使用促進システム、著作権社会サービスシステム、著作権海外関連活動システム、著作権産業発展システムの6つの面から26件の重点任務を打ち出した。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年12月30日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=132461

★★★6. 国家知識産権局と中国建設銀行、中小企業への知財金融支援拡大で提携★★★

国家知識産権局（CNIPA）と中国建設銀行（CCB）がこのほど、中小企業やスタートアップ科学技術型企業などへの金融面の支援拡大に関する提携契約を締結した。双方は、知的財産権を活用した金融協力を強化し、イノベーションによる発展駆動戦略の実施を共に支えていくことで合意した。CNIPA 申長雨局長と中国建設銀行の田国立取締役会長が署名式に出席し、演説した。

申局長は、金融によるイノベーション支援などに関する国の方針を徹底し、技術系中小企業やスタートアップ企業の成長を後押しするようそれぞれの優位性を活かしたいとの認識を示し、田会長は今回協力を機に知的財産権と金融サービスの融合を全面的に推し進めていきたいと表明した。

提携契約によると、双方は零細・中小企業への金融支援の強化、専門商品の開発、サービスプラットフォームの整備、マッチングイベントの実施、協力モデルの構築、データ共有の強化といった7つの分野で協力事業を展開する。

（出典：国家知識産権網 2021年12月28日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/28/art_53_172462.html

★★★7. 中国国家知識産権局と欧州特許庁が第15回長官会合を開催★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）と欧州特許庁（EPO）が第15回長官会合をビデオ会議の形式で開催した。CNIPAからは申長雨局長、EPOからはアントニオ・カンピーノス長官が出席した。

両長官はそれぞれの知的財産権活動の最新の動きを紹介し、これまでの協力事業を回顧した上で、今後の協力事業について意見を交わした。申局長は、より多くのユーザーが双方の協力の成果に恵まれるようになったとの認識を示し、「双方は共に努力して協力関係を深め、さらなる成果を獲得するべきだ」とした。カンピーノス長官は、今年の協力事業で上げた実績を高く評価した後、今後も経験を共有し、新しい協力分野を切り開くため中国側と共に努力していきたいと表明した。

両長官はまた、2022年度の協力活動計画と、EPOが開発する審査官用検索端末「エポックネット（Epoque-net）」に関する協定に調印した。

（出典：国家知識産権網 2021年12月28日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/28/art_53_172461.html

★★★8. 国家知識産権局、違法の専利代理機構を処分 執業許可証の取上げなど★★★

国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、不正な専利（特許・実用新案・意匠）出願代行を大量に行ったとして、5つの専利代理機構に対して執業許可証の取上げ、4つの専利代理機構に対して6～12ヶ月の新業務の請負停止命令といった行政処罰を下した。

CNIPAの発表によると、上記9社のうち、8社が出願した特許は、従来技術や考案を剽窃したり、材料、成分、配合比、部品などを簡単に切り替えたり、寄せ集めたりしたものである。これらの出願は、「専利出願行為の規範化に関する若干規定」に規定されている「不正な専利出願」に当たる。CNIPAは8社が「不正な専利出願行為に従事し、専利業務の秩序を深刻に乱した」として、情状に応じて、それぞれ執業許可証の取上げと、新業務の請負停止の処罰を下した。残りの1社は、実用新案権を捏造して、政府の知的財産権奨励金を不正に受領したため、CNIPAは専利代理の執業許可証の取上げを命じた。

混乱する代理業の管理を強化するため、CNIPAは2年前より「青空（藍天）」キャンペーンを打ち出し、専利代理業界の健全な発展を促進し、知的財産権強国建設をサポートとしている。

（出典：国家知識産権戦略網 2021年12月27日）

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=53234>

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京市知的財産権紛争調停センターが設立★★★

12月23日、北京市知的財産権紛争調停センター、知的財産権紛争人民調停委員会、調停活動室の銘板除幕式が北京市知的財産権保護センターで行われた。

北京市知的財産権保護センターは、知的財産権紛争の急増と複雑化に対応するために、ソフトウェアや電子情報、医療機器などの知財紛争の多発分野において16の専門調停委員会を設立した。調停員の人数は300人を超えている。今年11月までに、各人民調停委員会が知的財産権紛争事件を合わせて3万815件受理し、1万5823件について調停が終了し、調停成功率が63.5%に達している。また、北

京市知的財産権保護センターは、北京市の主な産業パークで9つの知的財産権紛争人民調停活動室を設立し、知的財産権保護の総合的なサービスを強化している。

(出典：中国保護知識産権網 2021年12月24日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202112/1967194.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. FILA 商標権侵害事件、2審で賠償額を10倍に引き上げ★★★

福建省高級人民法院（高裁）がこのほど、フィラスポーツ有限公司（以下、フィラ社）とネットショップ経営者である肖氏との商標権侵害事件の二審判決を下した。福建高裁は、商標権侵害に当たるという一審判決を維持したうえ、損害賠償額を一審の時の10倍に引き上げ、被告に損害賠償と合理的支出など併せて20万元（1元は約18.0円）の支払いを言い渡した。

ブランド「FILA」を持つフィラ社は1911年にイタリアで設立された会社で、「FILA」シリーズ商標は消費者の間で広く知れ渡っている。

2020年6月、フィラ社は、あるネットショップが販売していたスニーカーに、「FILA」に近い「EILA」ロゴが使われていたことを発見した。フィラ社はネットショップ経営者の肖氏を相手取り、商標権侵害として福建省泉州市中級人民法院（地裁）に提訴した。一審の裁判所は、ネットショップの商標権侵害を認め、2万元の損害賠償を命じた。

一審判決に対して、フィラ社は裁判所が「FILA」ブランドの知名度や権利者の合理的な支出などの要素を考慮していなく、2万元の賠償金額が悪意による不法行為を懲戒するのに十分ではないと主張し、福建高裁に上訴した。

福建高裁はフィラ社の主張を支持し、被告に対して、経済損失と合理的支出など20万元の支払いを命じた。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年12月23日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=132358

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華南地域】

★★★1. 広東、香港、澳門の税関が共同法執行を実施 侵害貨物292万点摘発★★★

広東、香港、澳門の税関が昨年、3回の共同法執行行動を実施し、292万点以上の知的財産権侵害貨物を差し押さえた。税関総署広東分署が明らかにした。

2021年11月17日から12月16日にかけて、広東分署と直轄の7つの税関、香港税関、澳門税関は、郵送や速達、越境電子商取引に焦点を合わせ知的財産権税関保護の共同法執行行動を実施した。知的財産権侵害貨物を対象に広東、香港、澳門の税関が今年実施した3回目の共同法執行行動となる今回行動において、広東の各税関は合わせて37万点を超える知的財産権侵害貨物を差し押さえた。主にアパレル、腕時計、電子製品、靴、バッグなどが含まれる。

この中で深セン税関は、郵便物を利用して有名ブランドの侵害貨物を大量に輸出する一連の事件の摘発に成功した。目的地は米国、英国、ドイツ、カナダ、イタリカなど、知的財産権侵害の疑いがあるアパレル、靴、バッグ、アクセサリなど合わせて889点を押収したという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2022年1月5日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/tp/202201/369240.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 世界鉄鋼メーカー特許イノベーション指数 トップ30に中国企業13社★★★

世界の主な鉄鋼メーカー50社を対象とした「2021特許イノベーション指数」のランキングで、日本製鉄が首位、中国の宝武鋼鉄集団が3位となり、トップ30に中国から13企業がランク入りしていることがわかった。

「2021世界鉄鋼メーカー特許イノベーション指数」と「2021中国鉄鋼メーカー特許イノベーション指数」は、中国冶金工業情報標準研究院と国家知識産権局傘下の知的財産権出版社の共同調査によってまとめられた。指数は、過去5年間の特許データに基づき、特許の創造、運用、保護などの複数の観点から分析し、さまざまな基準を比較検討して決定されている。

世界ランキング上位30社の中、中国の鉄鋼メーカー13社がランク入りし、43.3%を占めている。日本製鉄が1位、韓国のポスコが2位を占め、中国宝鋼が3位にランクされている。

調査結果によると、2016年～2020年、中国の鉄鋼会社の特許出願が着実に増加している。イノベーションレベルを最も反映できる「特許の割合」と「特許価値」の2つの指標は、いずれも上昇傾向を示しており、そのうち、「特許の割合」は2016年の49.56%から2020年の55.20%に上昇し、「特許価値」は2016年の66.69点から2020年の70.27点に上昇した。

(出典：中国知識産権资讯网 2022年1月4日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=132527

○ 統計関連

★★★1. 1～11月、上海の専利商標担保融資の総額は60億元超★★★

上海市は知的財産権金融で目覚ましい成果を上げている。2021年1～11月、上海市の専利（特許、実用新案、意匠）と商標による担保融資の金額は60億8600万元（1元は約18円）、前年同年よりも58.45%増加し、融資件数は157件、同46.73%増加した。12月30日、市知識産権局関係者が明らかにした。

また、1～11月、上海市の各種知的財産権保険の加入金額は合わせて1億5100万元に達し、前年同年に比べて87.47%増加した。保険に加入している企業や研究機関の数は前年より倍増の371社で、対象となる専利、商標は2200件を超えている。知的財産権担保融資の促進で上げた実績が称えられ、上海市の活動経験は全国で20あるイノベーション発展モデル事例の一つとして、中国サービス貿易「十三五」発展成果展示会に選出されている。この外、上海市知識産権局は中国人民銀行上海支店などと共同で、「上海市知的財産権担保融資活動10大典型的事例」を発表している。

(出典：中国保護知識産権網 2021年12月31日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202112/1967388.html>

★★★2. 1～11月、上海のPCT国際特許出願が4141件 前年同期比35%増★★★

12月30日、上海市知識産権局が2021年第4四半期のメディアブリーフィングを開催し、知的財産権活動の動きと上海市の知的財産権運営サービス集積地域の整備状況を説明するとともに、第10回の重点保護商標リストを発表した。

上海の高価値特許の保有件数は安定的に増加している。2021年9月末時点の高価値特許が前年同期比17.5%増の8万2600件で、有効特許全体に占める比率は49.74%に達し、全国最多となっている。人口1万人当りの高価値特許保有件数は33.2件、前年同期に比べて5件増加した。1～11月のPCT＝特許協力条約に基づく国際出願は前年同期比35.19%増の4141件であった。

9月末時点の有効登録商標は201万6400件、前年同期に比べて21.29%増加し、1万の市場主体が保有する有効登録商標は平均して6423件、同9.95%増加した。

ブリーフィングではまた、上海市の専利（特許、実用新案、意匠）転化特別プロジェクトの進捗状況が説明された。

(出典：中国保護知識産権網 2021年12月31日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202112/1967386.html>

★★★3. 中国、昨年の特許集約型産業付加価値額は12兆1289億元★★★

国家知識産権局と国家統計局がこのほど発表した「2020年全国特許集約型産業の付加価値額に関する公報」によると、2020年の全国の特許集約型産業付加価値額は前年比5.8%増（価格要因を除去せず、以下同）の12兆1289億元（1元は約18.0円）で、同期の国内総生産（GDP）の現価の伸び率を3.1ポイント上回った。GDPに占める比率は11.6%となり、前年に比べて0.35ポイント増加した。

特許集約型産業とは、発明の集約度と規模が所定の基準に達し、知的財産権に依存して市場競争に参加し、イノベーションによる発展を目指す産業を指す。

統計によると、2020年、7大カテゴリーの特許集約型産業において、新設備製造業の規模が最も大きく、その付加価値額は3兆4194億元で、特許集約型産業付加価値額の28.2%を占める。次は情報通信技術サービス業で、付加価値額は2兆6415億元に上り、21.8%を占め、前年の3位から2位に浮上。3位は情報通信技術製造業で、付加価値額は2兆4177億元に上り、19.9%を占める。最も規模が小さかったのは環境保護産業で、付加価値額は2748億元に上り、2.3%を占める。

伸び率を見ると、情報通信技術サービス業が15.7%と最速。中国内外の防疫用品の旺盛な需要により、企業の生産拡大などの要素にけん引され、医薬品・医療産業の伸び率が前年より4.7ポイント増の10.1%に上った。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年12月30日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=132457

★★★4. 「中国知的財産権運営アニュアルレポート（2020年）が出版★★★

中国の知的財産権運営の現状と過去5年間の発展状況を全面的に分析し、政府や企業などの戦略決定のために科学的かつ信頼できる根拠を提供することを目的とした報告書、「中国知的財産権運営アニュアルレポート（2020年）」が先日出版された。国家知識産権局（CNIPA）が毎年作成し、今年は8年目となる。

今年のレポートは、2020年を中心として、第13次五カ年計画期間中（2016年から2020年まで）の知的財産権の転移・転化、融資サービスの状況を、政策作成や実務、データ分析、事例分析などの10の側面から説明した。

アニュアルレポートによると、2020年の専利（特許、実用新案、意匠）実施件数は安定的に増加し、譲渡や実施許諾、担保などの運用は合わせて40万5000件に達した。第13次五カ年計画期間の運用件数は138万6000件、前の5年間の2.5倍となっている。

（出典：国家知識産権網 2021年12月27日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/27/art_53_172460.html

○ その他知財関連

★★★1. 「中国商標ブランド発展指数(2021)」が発表 全国トップは広東★★★

中華商標協会がまとめた報告書「中国商標ブランド発展指数(2021)」がこのほど発表された。報告書によると、発展指数総合ランキングのトップ5は広東、浙江、北京、江蘇、上海の順となった。

報告書は「商標ブランドの運用推進」、「商標ブランドの品質向上」、「商標ブランドの潜在力掘り起こし」、「商標ブランド発展環境の最適化」、「商標ブランドの利益実現」といった観点から、5つの一級指標と、11の二級指標、26の三級指標の合計42の指標を設定し、全国各地の商標ブランドの発展状況とその特徴を指数化した。

指数化の結果によると、中国の商標ブランド発展は依然として地域によって大きな格差が存在し、東部地域が中・西部より、南部地域が北部より発展レベルを明らかに上回り、商標ブランド発展の「東高西低」、「南強北弱」という状況が浮き彫りとなっている。一方、「商標ブランドの潜在力掘り起こし」、「商標ブランド発展環境の最適化」などの面において、中西部地域は過去1年間で大きく前進したことがわかった。

（出典：国家知識産権網 2021年12月24日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/24/art_53_172430.html

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro. go. jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved